

質問書回答

2017年 10月 11日

「コートジボワール国仏語圏アフリカ刑事司法研修(実施支援・技術指導)」

(公示日:2017年 10月 4日 / 公示番号:170745)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書【第9 プロポーザルの評価】7頁 1、2)評価対象とする業務従事者の予定人月数 及び 【第3 業務実施上の条件】10頁 2.(1)業務量の目安	7頁には評価対象の予定人月数は「2.33M/M」と記載されていますが、10頁では評価予定の「総括 / 技術指導」の業務量の目安が「1.68M/M」とされています。10頁の団員3名の合計M/Mが7.00M/Mで公示と同じとなるため、後者の「1.68M/M」が正しいと推測しますが、この理解でよろしいでしょうか。	後者の1.68M/Mが正しい数値となります。大変失礼いたしました。
2	【第2 調査の目的・内容に関する事項】3頁 2、(7)本プロジェクトに関連するわが国の主な協力	「司法アドバイザー」の後任(現在担当している者)はいらっしゃいますか。いない場合、司法アドバイザーが取り纏めていた報告書(『RAPPORT DES SEMINAIRES SUR LA JUSTICE CRIMINELLE POUR LES PAYS D 'AFRIQUE FRANCOPHONE』等)の本年度版を作成する担当者はいらっしゃいますか。また、現任の司法アドバイザーがいらっしゃる場合、本研修ではどのような関わりとなりますでしょうか。	「司法アドバイザー」の後任はおりません。また、報告書の取りまとめを日本側で行う予定はございません。

3	<p>【第2 調査の目的・内容に関する事項】6 頁 6、(2)、1)、 課題分析セッション及び日仏連携事業の実施支援</p>	<p>「ア)課題分析セッション」の開催時期は、全 5 回の研修を振り返る性質上、2 月後半の開催(研修の翌週以降)という理解で宜しかったですでしょうか。また、このセッションに JICA 本部や UNAEI 関係者の方々も参加なさることを想定されていますでしょうか。</p>	<p>「課題分析セッション」は、研修実施中の2週間のなかで、半日程度の時間を設けて実施する想定であります。今後予定が変更される可能性もございますが、プロポーザル作成時には、2週間のなかで実施する想定で資料をご準備いただけますようお願い致します。なお、UNAFEI 関係者、研修員、JICA 本部・事務所関係者も参加する想定であります。</p>
4	<p>【第2 調査の目的・内容に関する事項】6 頁 6、(2)、1)、 課題分析セッション及び日仏連携事業の実施支援</p>	<p>「日仏連携事業」=「フランス大使館及びフランス開発庁(AFD)との合同セッション」と考えてよるしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	<p>【第2 調査の目的・内容に関する事項】7 頁 6、(3)帰国後整理期間【2018年3月中旬～4月中旬】 及び 【第2 調査の目的・内容に関する事項】8 頁 7、(1)報告書 及び 【第3 業務実施上の条件】10 頁 1. 業務工程</p>	<p>7 頁には 2018 年 4 月中旬までに業務完了報告書の提出とされている一方、8 頁及び 10 頁では 2018 年 4 月上旬までに業務完了報告書の最終版を作成・提出とされておりますが、業務完了報告書の提出期限は 4 月中旬という理解で宜しいでしょうか。 なお、8 頁に業務完了報告書のドラフトを現地作業完了後から 10 日以内に提出とされていますが、本案件の報告書は日本語で作成後、貴機構関係者から内容の承認を得て最終化し、その後仏訳をするものと考え、これらの期間を加味した現実的な提出時期を提案しても宜しいでしょうか。</p>	<p>業務完了報告書(最終版)の提出期限は、2018年4月中旬としていただけますようお願い致します。 なお、業務完了報告書(ドラフト)の提出期限について、新たな提出時期をご提案いただいて問題ございません。また、その際、和文ドラフトと仏文ドラフトの提出時期に差異が生じることも可とします。</p>

6	【第2 調査の目的・内容に関する事項】8 頁 7、(1)報告書	簡易製本に関して、2)業務完了報告書(ドラフト)は「簡易製本での提出不要」と書かれている一方、その下で「上記報告書1)、2)の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する」と記載されています。 1)業務計画書及び3)業務完了報告書(最終版)は簡易製本と電子データを提出し、2)のドラフトは電子データのみ提出という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、正しくは、1)業務計画書及び3)業務完了報告書(最終版)は簡易製本と電子データを提出し、2)のドラフトは電子データのみ提出、となります。
7	【第3 業務実施上の条件】10 頁 4.貸与資料及び閲覧資料	第3回及び第4回の研修実施要領(GI)は資料として請求できるようですが、今回(第5回)の研修実施要領及び、現段階での研修日程案をご共有頂くことは出来ますでしょうか。	今年度の研修実施要領(案)は現時点では共有することができません。研修の主題と目的は一部変更予定ですが、その他の対象国、期間、研修参加者の参加条件等は第3回及び第4回と同様となる予定です。
8	【第3 業務実施上の条件】11 頁 6.現地再委託	再委託を行うと指示系統が曖昧になってしまう為、代わりに特殊傭人として直接傭上する形を提案してもよろしいでしょうか。	現地再委託又は直接傭上のいずれの対応も可とします。
9	【第3 業務実施上の条件】12 頁 7、(4)見積もり項目	講師等(合同セッションのフランス人講師、2名の国内講師、各研修後の振り返り時のモデレーター等)への謝礼金等を見積もりに計上しても宜しいでしょうか。またその際、謝礼金額の目安をご指定頂くことは可能でしょうか。	謝礼金の見積計上は可と致します。本件に関する謝金の目安は以下のとおりとしていただけますようお願い致します。 国際講師(仏人講師等)及び国内講師: 15,000 円/時 モデレーター: 10,000 円/時

以上